三　監理事業に係る適正な許可の取得

(一)　団体監理型実習実施者等に紹介するため団体監理型技能実習生等を探索した上当該団体監理型技能実習生等に就職するよう勧奨し、これに応じて求職の申込みをした者をあっせんするいわゆるスカウト行為を事業として行う場合は、監理団体の許可を取得する必要があること。また、いわゆるアウトプレースメント業のうち、教育訓練、相談、助言等のみならず、技能実習に係る職業紹介を行う事業は監理事業に該当するものであり、当該事業を行うためには、監理団体の許可を取得する必要があること。

(二)　次のいずれかに該当する行為を事業として行う場合は、監理団体の許可を取得する必要があること。また、宣伝広告の内容、団体監理型実習実施者等又は団体監理型技能実習生等との間の契約内容等から判断して、団体監理型実習実施者等に団体監理型技能実習生等を、若しくは団体監理型技能実習生等に団体監理型実習実施者等をあっせんする行為を事業として行うものであり、募集情報等提供事業はその一部として行われているものである場合には、全体として監理事業に該当するものであり、当該事業を行うためには、監理団体の許可を取得する必要があること。

イ　提供される団体監理型技能実習生等に関する情報若しくは求人に関する情報の内容又は提供相手について、あらかじめ明示的に設定された客観的な条件に基づくことなく当該者の判断により選別又は加工を行うこと。

ロ　当該者から、団体監理型技能実習生等に対する求人に関する情報に係る連絡又は団体監理型実習実施者等に対する団体監理型技能実習生等に関する情報に係る連絡を行うこと。

ハ　団体監理型技能実習生等と団体監理型実習実施者等との間の意思疎通を当該者を介して中継する場合に、当該意思疎通の内容に加工を行うこと。

四　適正な宣伝広告等に関する事項

(一)　監理事業に関する宣伝広告の実施に当たっては、不当景品類及び不当表示防止法（昭和三十七年法律第百三十四号）の趣旨に鑑みて、不当に団体監理型実習実施者等又は団体監理型技能実習生等を誘引し、合理的な選択を阻害するおそれがある不当な表示をしてはならないこと。

(二)　求職の申込みの勧奨については、団体監理型技能実習生等が希望する地域においてその能力に適合する職業に就くことができるよう、監理事業の質を向上させ、これを訴求することによって行うべきものであり、監理団体が団体監理型技能実習生等に金銭等を提供することによって行うことは好ましくないこと。

第四　法第四十三条に関する事項（団体監理型実習実施者等及び団体監理型技能実習生等の個人情報の取扱い）

一　（略）

二　個人情報の適正な管理

(一)　（略）

(二)　監理団体が、団体監理型実習実施者等及び団体監理型技能実習生等の秘密に該当する個人情報を知り得た場合には、当該個人情報が正当な理由なく他人に知られることのないよう、厳重な管理を行わなければならないこと。

(三)・(四)　（略）

三　（略）

（新設）

三　監理事業に係る適正な許可の取得

団体監理型実習実施者等（団体監理型実習実施者又は団体監理型実習実施者になろうとする者をいう。以下同じ。）に紹介するため団体監理型技能実習生等を探索した上当該団体監理型技能実習生等に就職するよう勧奨し、これに応じて求職の申込みをした者をあっせんするいわゆるスカウト行為を事業として行う場合は、監理事業に含まれるものであり、当該事業を行うためには、監理団体の許可を取得する必要があること。また、いわゆるアウトプレースメント業のうち、教育訓練、相談、助言等のみならず、技能実習に係る職業紹介を行う事業は監理事業に該当するものであり、当該事業を行うためには、監理団体の許可を取得する必要があること。

第四　法第四十三条に関する事項（団体監理型実習実施者等及び団体監理型技能実習生等の個人情報の取扱い）

一　（略）

二　個人情報の適正な管理

(一)　（略）

(二)　監理団体が、団体監理型実習実施者等及び団体監理型技能実習生等の秘密に該当する個人情報を知り得た場合には、当該個人情報が正当な理由なく他人に知られることのないよう、特に厳重な管理を行わなければならないこと。

(三)・(四)　（略）

三　（略）